

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	大豊建設株式会社		コード	1822
提出日	2022/6/2	異動（予定）日	2022/6/29	
独立役員届出書の提出理由	2022年6月29日開催予定の定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	内藤 達次郎	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
2	藤田 和弘	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
3	大島 義孝	社外取締役	○									△						訂正・変更	有
4	渥美 陽子	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
5	神谷 宗之介	社外取締役	○														○	新任	有
6	加藤 智治	社外取締役	○														○	新任	有
7	大角 良昭	社外監査役	○														○	訂正・変更	有
8	武内 正一	社外監査役	○														○	訂正・変更	有
9	市場 典子	社外監査役	○														○	訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		内藤達次郎氏は、長年大手総合商社での実務経験を有されるとともに、大手IT企業において経営陣の一人としてマネジメントにあられた経験を有し、事業会社における豊富な経験とIT分野を中心とした幅広い知見をもとに、独立した客観的立場からの業務執行の監督機能強化と経営全般に対する助言がなされ、当社の社外取締役としての職責を果たしていることから、引き続き社外取締役に選任いたしました。また、独立性の基準にも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれもないため独立役員として指定しております。
2		藤田和弘氏は、公認会計士としての長年の経験とともに、ビジネスコンサルタントとして企業経営に関する経験と専門性の高い知見を有し、独立した客観的立場からの業務執行の監督機能強化と企業会計・企業財務の専門的な助言がなされ、当社の社外取締役としての職責を果たしていることから、引き続き社外取締役に選任いたしました。また、独立性の基準にも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれもないため独立役員として指定しております。
3	当社が大島義孝氏に対し外部調査委員会の委員長として支払った委託料は2020年度中に支払った6百万円未満のみであり、それ以降、当社が同氏に対し役員報酬以外に金銭その他の財産を支払った実績はありません。また、同氏が2015年4月から2017年6月まで在籍のあったアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業とは直近事業年度において取引がありませんでしたが当社が同事務所へ支払った報酬額は相方の売上の0.1%未満であり独立性に問題はないと判断しております。	大島義孝氏は、弁護士としての専門的な知見と豊富な経験を有し、独立した客観的立場からの業務執行の監督機能強化とガバナンスの視点から経営全般に対する助言がなされ、当社の社外取締役としての職責を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者に選任いたしました。また、独立性の基準にも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれもないため独立役員として指定しております。
4		渥美陽子氏は、弁護士としての専門的な知見と経験を有されるとともに、他社において社外監査役を務められるなど、独立した客観的立場からの監督機能と経営全般に対する法務的知見からの助言がなされ、当社の社外取締役としての職責を果たせるものと判断し、引き続き社外取締役に選任いたしました。また、独立性の基準にも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれもないため独立役員として指定しております。
5		神谷宗之介氏は、弁護士としての専門的な知見と経験を有されるとともに、他社において社外取締役を務められるなど、独立した客観的立場からの監督機能と経営全般に対する法務的知見からの助言が期待され、当社の社外取締役としての職責を果たせるものと判断し、社外取締役に選任いたしました。また、独立性の基準にも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれもないため独立役員として指定しております。
6		加藤智治氏は、経営者としての豊富な経験と経営全般の知見を有しております。これら知見と経験をもち、独立した客観的立場からの業務全般にわたる統制と重要事項の決定および業務執行の監督など、社外取締役としての職責を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役に選任いたしました。また、独立性の基準にも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれもないため独立役員として指定しております。
7		大角良昭氏は、長年にわたり国税行政に携われ、税務会計に関する知見と豊富な経験を有しており、現在当社の社外監査役として中立かつ公正な立場で適切な監視・監督を行い、その職責を十分に果たしていることから、社外監査役に選任しております。また、独立性の基準にも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれもないため独立役員として指定しております。
8		武内正一氏は、公認会計士、税理士として企業会計・財務に関する豊富な知見と経験を有しており、現在当社の社外監査として中立かつ客観的な立場で適切な監視・監督を行い、その職責を十分に果たしていることから、社外監査役に選任しております。また、独立性の基準にも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれもないため独立役員として指定しております。

9	市場典子氏は、公認会計士として公開会社の会計監査に従事され、豊富な経験と会計・財務に関する専門的知見を有しており、現在当社の当社の社外監査役として客観的かつ公正な立場で適切な監視・監督を行い、その職責を十分に果たしていることから、社外監査役に選任しております。また、独立性の基準にも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれもないため独立役員として指定しております。
---	---

4. 補足説明

当社の社外役員の独立性判断基準を当社ウェブサイトに掲載しております。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。